

税務かわら版

Vol. 2 平成17年春号



税理士 村野憲一事務所

〒104-0061

東京都中央区銀座1-22-12

藤和銀座一丁目ビル8階

TEL : 03-3561-3824

担当： 武 田

春の気配が感じられるようになりました。貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

皆様にとって身近な移動手段である自動車について、本年1月より「自動車リサイクル法」が施行され、車検を受けられた方、購入された方は、その明細にリサイクル費用という項目があり、おや？と感じられた方もいらっしゃるのでは？そこで今回は、この「自動車リサイクル法」について解説していきます。

今回のトピック 「自動車リサイクル法」

「自動車リサイクル法」とは？

高騰する自動車の処分費用の補填、適切なリサイクルを通じた地球環境への配慮を目的として、自動車の保有者がその費用を負担するという法律です。自動車の処分時にリサイクル費用の負担を求めると、その負担を嫌って不法投棄等が増加することが想定されるため、リサイクル費用の先払いのようなシステムとなっています。

内 容

自動車の購入時、車検時にリサイクル費用として預託金を支払い、その預託金を(財)自動車リサイクル促進センターが管理・運用するシステムです。

税務との関連

① 自動車購入時・売却時等の会計処理

購入：	車両	×××／現金	×××
	預託金	×××／現金	×××

売却：	現金	×××／車両	×××
	現金	×××／預託金	×××

車検：	車検費用×××／現金	×××	
	預託金	×××／現金	×××

廃車：	除却損	×××／車両	×××
	処分費用×××／預託金	×××	
		／現金	×××

※ 売却時にはリサイクル費用分は払戻しされ、廃車時には処分費用に充当されることになります。

② 自動車重量税廃車還付制度

自動車リサイクル法の施行と同時にスタートした制度で、適正に廃車の処理・手続きが行われた場合に還付申請を行うことにより、残りの車検期間に応じて自動車重量税が還付される制度です。

例：車検期間3年で18,900円の自動車重量税を支払っており、車検期間が6ヶ月残っている場合
 $18,900 \text{ 円} \div 36 \text{ ヶ月} \times 6 \text{ ヶ月} = 3,150 \text{ 円}$ 還付されます。

※ スペースの都合上、実際の手続き等につきましては省略させていただきました、詳細につきましては最寄りの運輸支局・自動車検査登録所にお問い合わせください。また、今回の内容・会計処理等につきましては、お気軽に事務所へお問い合わせください。

以 上